

#### 4 都市計画法第34条第11号による条例（集落内開発制度） で指定する区域の位置図

（※ 詳細な区域界の判別については、本書では限界がありますので、  
所管の市町、（県央・県北）広域本部土木部又は建築課において  
詳細図面により具体的にご確認いただくことをお勧めいたします。）

※ 平成19年度に農地転用許可制度の内容を踏まえて集落内開発制度を制定し、  
平成20年度に対象区域を指定しておりますが、平成21年度の改正農地法によ  
って農地転用許可制度が厳格化され、既存の集落と間隔を置かずに接する農地で  
なければ転用が認められないような規制強化が図られております。

このため、たとえ集落内開発制度の指定区域内であっても、条例施行及び区域  
指定後の関係法令による規制が強くなったため、農地転用が認められない場合があ  
りますので注意されるようお願いいたします。

なお、詳細については、嘉島町、益城町の場合は県央広域本部農林部農業普及  
振興課、合志市、菊陽町の場合は県北広域本部農林部農業普及振興課、及び各市  
町の農業委員会にお尋ねいただきますようお願いいたします。